

別表 9-1 出張費（北海道）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	北海道
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町
出張費	1,100 円
地域 B 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域	岩見沢市、千歳市、恵庭市、新篠津村、喜茂別町、京極町、赤井川村、南幌町、長沼町
出張費	2,200 円
地域 C 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域	夕張市、苫小牧市、美唄市、三笠市、伊達市、真狩村、留寿都村、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、由仁町、栗山町、月形町、浦臼町、白老町、安平町
出張費	3,850 円
地域 D 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	旭川市、室蘭市、留萌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、長万部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、奈井江町、上砂川町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町
出張費	7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域	
出張費	

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-2 出張費 (東北 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	宮城県	青森県	岩手県	秋田県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	仙台市、名取市、 岩沼市、多賀城 市、塩釜市、利府 町、富谷町、七ヶ 浜町			
出張費	1,100 円			
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに 含まれる区域	色麻町、大衡村、 大和町、大郷町、 松島町、川崎町、 村田町、蔵王町、 柴田町、大河原 町、亘理町			
出張費	2,200 円			
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに 含まれる区域	大崎市、石巻市、 東松島市、白石 市、角田市、加美 町、涌谷町、美里 町、山元町、丸森 町、七ヶ宿町			
出張費	3,850 円			
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに 含まれる区域	栗原市、登米市、 気仙沼市、南三陸 町、女川町		一関市、奥州市、 陸前高田市、平泉 町	湯沢市
出張費	7,700 円		7,700 円	7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域		全域	地域 D 以外の区域	地域 D 以外の区域
出張費		16,500 円	16,500 円	16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-3 出張費 (東北 2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	山形県	福島県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域		
出張費		
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに 含まれる区域		
出張費		
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに 含まれる区域	山形市、上山市、 天童市、東根市、 尾花沢市、村山 市、寒河江市、河 北町、中山町、山 辺町、大石田町	
出張費	3,850 円	
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに 含まれる区域	酒田市、鶴岡市、 新庄市、南陽市、 米沢市、長井市、 最上町、舟形町、 金山町、真室川 町、鮭川村、戸沢 村、庄内町、大蔵 村、西川町、大江 町、朝日町、白鷹 町、小国町、高畠 町、川西町、飯豊 町、三川町	福島市、伊達市、 相馬市、南相馬 市、二本松市、国 見町、桑折町、新 地町、川俣町、飯 館村、浪江町、葛 尾村、双葉町
出張費	7,700 円	7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域	遊佐町	地域 D 以外の区域
出張費	16,500 円	16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-4 出張費 (関東 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	東京都	神奈川県	埼玉県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域 出張費	東京 23 区、西東京市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、清瀬市、東久留米市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、小平市、立川市、昭島市、国分寺市、小金井市、国立市、府中市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、八王子市、青梅市、瑞穂町、羽村市、日の出町、あきる野市、福生市 1,100 円	横浜市、川崎市 1,100 円	戸田市、川口市、和光市、蕨市、三芳町、新座市、所沢市、入間市 1,100 円
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域 出張費	檜原村、奥多摩町 2,200 円	相模原市、愛川町、厚木市、座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、伊勢原市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市、清川村 2,200 円	松伏町、吉川市、三郷市、八潮市、草加市、加須市、幸手市、久喜市、鴻巣市、吉見町、東松山市、杉戸町、鳩山町、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、日高市、狭山市、大里町、行田市、羽生市、飯能市、さいたま市、川越市、春日部市、上尾市、越谷市、朝霞市、志木市、富士見市、ふじみ野市、川島町 2,200 円
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域 出張費	地域 A~B 以外の区域 3,850 円	秦野市、松田町、中井町、大井町、開成町、大磯町、二宮町、小田原市 3,850 円	越生町、横瀬町、ときがわ町、東秩父村、小川町、嵐山町、滑川町、寄居町、深谷市、熊谷市、行田市、加須市、東松山市、鴻巣氏桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、吉見町、宮代町、杉戸町 3,850 円
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域 出張費	/	地域 A~C 以外の区域 7,700 円	地域 A~C 以外の区域 7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域 出張費	/	/	/

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-5 出張費 (関東 2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	千葉県	茨城県	栃木県	群馬県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	市川市、浦安市			
出張費	1,100 円			
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域	千葉市、習志野市、松戸市、八千代市、柏市、我孫子市、流山市、野田市、袖ヶ浦市、鎌ヶ谷市、白井市、木更津市、船橋市			
出張費	2,200 円			
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域	四街道市、佐倉市、八街市、成田市、富里市、長柄町、大網白里市、東金市、酒々井町、印西市、栄町、君津市、富津市、鴨川市、市原市	利根町、龍ヶ崎市、つくばみらい市、牛久市、つくば市、河内町、稲敷市、阿見町、土浦市、古河市、下妻市、結城市、八千代町、常総市、取手市、守谷市、境町、五霞町、坂東市		
出張費	3,850 円	3,850 円		
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	地域 A~C 以外の区域	地域 C 及び E 以外の区域	壬生町、上三川町、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、芳賀町、益子町、茂木町、市貝町、下野市、小山市、足利市、佐野市、栃木市、野木町	太田市、伊勢崎市、玉村町、桐生市、前橋市、高崎市、藤岡市、安中市、富岡市、甘楽町、神流町、下仁田町、南牧村、上野村、沼田市、吉岡町、渋川市、榛東村、みどり市、板倉町、館林市、明和町、邑楽町、千代田町、大泉町
出張費	7,700 円	7,700 円	7,700 円	7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域		日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町、東海村、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市	地域 D 以外の区域	地域 C 及び D 以外の区域
出張費		16,500 円	16,500 円	16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-6 出張費 (中部 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	愛知県	新潟県	富山県	石川県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	名古屋市、尾張旭市、長久手市、日進市、東郷町、豊明市、東海市、飛島村、蟹江町、あま市、津島市、大治町、稲沢市、豊山町、清須市、北名古屋市、弥富市	「2. その他の地域区分」に該当		
出張費	1,100 円			
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域	小牧市、犬山市、春日井市、瀬戸市、豊田市、みよし市、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、大府市、東浦町、知多市、阿久比町、半田市、一宮市、江南市、大口町、扶桑町、岩倉市、愛西市			
出張費	2,200 円			
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域	岡崎市、豊川市、蒲郡市、幸田町、西尾市、碧南市、武豊町、常滑市、美浜町、南知多町			
出張費	3,850 円			
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	地域 A~C 以外の区域			
出張費	7,700 円			
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域			全域	全域
出張費			16,500 円	16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円 (消費税込) となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-7 出張費 (中部 2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
出張費				
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域		上野原市		海津市、輪之内町、羽島市、大垣市、岐阜市、笠松町、岐南町、各務原市、多治見市
出張費		2,200 円		2,200 円
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域		大月市、都留市、甲州市、小菅村、丹波山村、道志村		養老町、関ヶ原町、安八町、垂井町、瑞穂市、神戸町、池田町、北方町、大野町、関市、美濃市、坂祝町、美濃加茂市、富加町、七宗町、川辺町、八百津町、可児市、御嵩町、瑞浪市、土岐市
出張費		3,850 円		3,850 円
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	若狭町、美浜町、敦賀市、南越前町、池田町、大野市、高浜町、おおい町、小浜市	地域 B 及び C 以外の区域	王滝村、上松町、大桑村、南木曾町、飯田市、阿智村、下条村、泰阜村、平谷村、阿南町、根羽村、売木村、天龍村	本巣市、山県市、郡上市、下呂市、白川町、東白川村、恵那市、中津川市、揖斐川町
出張費	7,700 円	7,700 円	7,700 円	7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域	地域 D 以外の区域		地域 D 以外の区域	地域 B~D 以外の区域
出張費	16,500 円		16,500 円	16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-8 出張費 (中部 3)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	静岡県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域 出張費	
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域 出張費	
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域 出張費	
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域 出張費	小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、清水町、伊豆の国市、伊東市、伊豆市、東伊豆町、河津町、西伊豆町、沼津市、富士市、富士宮市、静岡市湖西市、浜松市、磐田市 7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域 出張費	地域 D 以外の区域 16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-9 出張費 (関西 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	大阪府	兵庫県	三重県	滋賀県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	大阪市、豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、松原市、大阪狭山市、羽曳野市、泉大津市、堺市、高石市、忠岡町	神戸市、芦屋市、西宮市、三木市、尼崎市		
出張費	1,100 円	1,100 円		
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域	貝塚市、岸和田市、和泉市、泉佐野市、田尻町、熊取町、河内長野市、千早赤阪村、富田林市、河南町、太子町、藤井寺市、柏原市、大東市、四条畷市、交野市、寝屋川市、枚方市、茨木市、池田市、箕面市、高槻市、島本町、能勢町、豊能町	伊丹市、川西市、宝塚市、明石市、三田市、稲美町、猪名川町、播磨町、小野市、加東市、加古川市	桑名市、朝日町、川越町、木曾岬町	
出張費	2,200 円	2,200 円	2,200 円	
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域		高砂市、西脇市、加西市、多可町、姫路市、市川町、福崎町、丹波篠山市、丹波市	いなべ市、東員町、菰野町、四日市市、鈴鹿市	
出張費		3,850 円	3,850 円	
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域		神河町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、朝来市、養父市、豊岡市、香美町、淡路市、洲本市、南あわじ市	亀山市、津市、伊賀市、名張市、松阪市、大台町、明和町、多気町、度会町、玉城町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町	全域
出張費		7,700 円	7,700 円	7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域		新温泉町	地域 B~D 以外の区域	
出張費		16,500 円	16,500 円	

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-10 出張費 (関西 2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	京都府	奈良県	和歌山県
地域 A 事務所から概ね 15km までに含まれる区域			
出張費			
地域 B 事務所から概ね 15km~30km までに 含まれる区域	八幡市、京田辺市	生駒市、香芝市、 平群町、三郷町、 斑鳩町、安堵町、 王寺町、河合町、 上牧町	
出張費	2,200 円	2,200 円	
地域 C 事務所から概ね 30km~50km までに 含まれる区域	京都市、亀岡市、 向日市、宇治市、 長岡京市、城陽 市、大山崎町、久 御山町、井手町、 宇治田原町、笠置 町、和束町、精華 町、南山城町、木 津川市	大和郡山市、奈良 市、天理市、桜井 市、大和高田市、 橿原市、御所市、 五條市(地域 D を 除く)、高取町、 明日香村、三宅 町、川西町、田原 本町、広陵町、葛 城市、大淀町	
出張費	3,850 円	3,850 円	
地域 D 事務所から概ね 50km~100km までに 含まれる区域	綾部市、福知山 市、舞鶴市、宮津 市、伊根町、京丹 後市、京丹波町、 南丹市、与謝野町	山添村、吉野町、 下市町、五条市 (西吉野町、大塔 町)、野迫川村、 十津川村、天川 村、黒滝村、上北 山村、下北山村、 川上村、東吉野 村、御杖村、曾爾 村、宇陀市	地域 E 以外の区域
出張費	7,700 円	7,700 円	7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100km 以遠の区域			田辺市、上富田 町、白浜町、すさ み町、串本町、古 座川町、那智勝浦 町、太地町、新宮 市、北山村
出張費			16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島のとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表9-11 出張費（中国1）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	広島県	鳥取県	島根県	岡山県
地域A 事務所から概ね15kmまでに含まれる区域	広島市、呉市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町			
出張費	1,100円			
地域B 事務所から概ね15km～30kmまでに含まれる区域	大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、			
出張費	2,200円			
地域C 事務所から概ね30km～50kmまでに含まれる区域	竹原市、三原市、三次市、大崎上島町、世羅町		浜田市、益田市、邑南町、津和野町、吉賀町	
出張費	3,850円		3,850円	
地域D 事務所から概ね50km～100kmまでに含まれる区域	尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	日南町、若桜町、智頭町	出雲市、大田市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町	岡山市、笠岡市、井原市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、和気町、里庄町、奈義町、西粟倉村
出張費	7,700円	7,700円	7,700円	7,700円
地域E 事務所から概ね100km以遠の区域		地域D以外の区域	地域C～D以外の区域	地域D以外の区域
出張費		16,500円	16,500円	16,500円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は55,000円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ事業所から概ね100km以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-12 出張費 (中国 2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	山口県
地域 A 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域 出張費	
地域 B 事務所から概ね 15 km ~ 30 km までに含まれる区域 出張費	
地域 C 事務所から概ね 30 km ~ 50 km までに含まれる区域 出張費	岩国市、柳井市 3,850 円
地域 D 事務所から概ね 50 km ~ 100 km までに含まれる区域 出張費	山口市、萩市、防府市、下松市、光市、美祢市、周南市、田布施町、平生町、阿武町、下関市、山陽小野田市、宇部市、長門市 7,700 円
地域 E 事務所から概ね 100 km 以遠の区域 出張費	地域 C ~ D 以外の区域 16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円 (消費税込) となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-13 出張費（四国）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
地域A 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域 出張費	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当
地域B 事務所から概ね 15 km～30 km までに含まれる区域 出張費				
地域C 事務所から概ね 30 km～50 km までに含まれる区域 出張費				
地域D 事務所から概ね 50 km～100 km までに含まれる区域 出張費				
地域E 事務所から概ね 100 km 以遠の区域 出張費				

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-14 出張費（九州 1）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
地域A 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域	福岡市、新宮町、志免町、粕屋町、篠栗町、宇美町、須恵町、久山町、那珂川町、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市			
出張費	1,100 円			
地域B 事務所から概ね 15 km～30 km までに含まれる区域	福津市、宮若市、飯塚市、小郡市、桂川町、筑前町、宗像市、朝倉市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、大刀洗町	鳥栖市、佐賀市、基山町、唐津市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町		
出張費	2,200 円	2,200 円		
地域C 事務所から概ね 30 km～50 km までに含まれる区域	中間市、直方市、田川市、芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町、八女市、筑後市、大川市、柳川市、久留米市、うきは市、赤村、添田町、香春町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、東峰村、大木町、広川町、北九州市、行橋市、みやま市、みやこ町	多久市、小城市、白石町、大町町、江北町、玄海町、伊万里市、武雄市		
出張費	3,850 円	3,850 円		
地域D 事務所から概ね 50 km～100 km までに含まれる区域	豊前市、大牟田市、吉富町、上毛町、築上町、苅田町	鹿島市、嬉野市、有田町、太良町	諫早市、大村市、佐世保市、島原市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市、佐々町、時津町、長与町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、長崎市	熊本市、荒尾市、菊池市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、小国町、南小国町、嘉島町、益城町、大津町、菊陽町、和水町、長洲町、南関町、玉東町、南阿蘇村、産山村、西原村
出張費	7,700 円	7,700 円	7,700 円	7,700 円
地域E 事務所から概ね 100 km 以遠の区域			地域D以外の区域	地域D以外の区域
出張費			16,500 円	16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円(消費税込)となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-15 出張費 (九州 2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	大分県	宮崎県	鹿児島県
地域 A 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域 出張費			
地域 B 事務所から概ね 15 km ~ 30 km までに含まれる区域 出張費			
地域 C 事務所から概ね 30 km ~ 50 km までに含まれる区域 出張費			
地域 D 事務所から概ね 50 km ~ 100 km までに含まれる区域 出張費	宇佐市、日田市、豊後高田市、中津市、杵築市、日出町、由布市、玖珠町、九重町、竹田市、別府市 7,700 円		
地域 E 事務所から概ね 100 km 以遠の区域 出張費	地域 D 以外の区域 16,500 円	全域 16,500 円	全域 16,500 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税込の金額です。

次のいずれかに該当する場合は 55,000 円 (消費税込) となります。

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 9-16 出張費（沖縄）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	沖縄県
地域 A 那覇空港から概ね 15 km までに含ま れる区域 出張費	「2. その他の地域 区分」に該当
地域 B 那覇空港から概ね 15 km～30 km ま でに含まれる区域 出張費	
地域 C 那覇空港から概ね 30 km～50 km ま でに含まれる区域 出張費	
地域 D 那覇空港から概ね 50 km～100 km ま でに含まれる区域 出張費	
地域 E 那覇空港から概ね 100 km 以遠の区域 出張費	

2. その他の地域区分

55,000 円（消費税込）となります。

以上